

古賀市告示第 1 2 8 号

古賀市物価高騰対策事業者支援補助金（デジタル化推進タイプ）交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 6 月 1 2 日

古賀市長 田 辺 一 城

古賀市物価高騰対策事業者支援補助金（デジタル化推進タイプ）交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、物価高騰対策として、市内の中小企業者が行うデジタル化の促進に係る経費の一部を補助することで、中小企業者の業務の効率化、生産性の向上及び事業継続を図るため、古賀市物価高騰対策事業者支援補助金（デジタル化推進タイプ）（以下「補助金」という。）を交付することについて、古賀市補助金交付規則（平成 3 1 年規則第 8 号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。
- (2) デジタル製品 人が行う業務を代替又は補助することで、既存業務の効率化や生産性の向上に資する機器、ソフトウェア等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所等を有し、事業を営んでいる者
- (2) 交付申請後においても、市内で事業を継続する意思を有する者
- (3) 市税に滞納のない者
- (4) 関係法令を遵守している者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としてしない。

- (1) 宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業を営む者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に該当する事業を営む者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 公序良俗に反する事業を営む者
- (5) 各種法令の許可等が必要な業種で、当該許可等を取得していない者
- (6) 同一年度内にすでにこの要綱に基づく補助金の交付を受けている又は受ける予定がある者
- (7) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 令和7年4月1日から令和8年1月30日までの間に行うデジタル製品の

導入

- (2) 前号の規定に基づき導入したデジタル製品の活用により既存業務の効率化や生産性向上を図る取組

(補助対象経費等)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税（消費税の申告義務がない場合や簡易課税方式により申告している場合等、補助対象事業に要する経費に係る仕入控除額が0円となることが明らかである場合を除く。）は、補助対象経費から除くこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国（独立行政法人を含む。）、県等から補助金等を受けている場合は、国又は県等の補助の対象となる経費はこの要綱に基づく補助金の補助対象経費とすることはできない。

- 3 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、古賀市物価高騰対策事業者支援補助金（デジタル化推進タイプ）交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象事業の内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

3 市長は、補助金の交付の可否を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件を古賀市物価高騰対策事業者支援補助金（デジタル化推進タイプ）交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者（「以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日から30日を経過した日又は補助対象事業が完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに古賀市物価高騰対策事業者支援補助金（デジタル化推進タイプ）実績報告書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、古賀市物価高騰対策事業者支援補助金（デジタル化推進タイプ）額確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（事業の状況調査）

第10条 市長は、補助事業者に対し、補助対象事業が完了した後に実施事業の状況調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は当該調査に協力しなければならない。

（財産処分の制限）

第11条 規則第22条ただし書の市長が定める期間は、補助対象事業により財産を取得した後5年間とする。

（補則）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(効力)

2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

3 この告示の失効前にした行為については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助上限額
ソフトウェア購入費・使用料、 ハードウェア購入費・賃借料 （リース料を含む。）、システム 作成委託費・改修費・初期設定 費、報償費	補助対象経費の2／3	50万円 ただし、報償費は 5万円とする。
ハードウェア購入費・賃借料の うちパソコン・タブレット端末 （周辺機器を含む）の購入費・ 賃借料 ※原則として有料のシステム・ ソフトウェアを導入する場合に 限る。	補助対象経費の1／3	10万円
ハードウェア購入費・賃借料の うちキャッシュレス決済・セル フオーダーシステム等の購入 費・賃借料	補助対象経費の1／2	20万円

様式第 1 号（第 6 条関係）

古賀市物価高騰対策事業者支援補助金（デジタル化推進タイプ）交付申請書

年 月 日

（宛先）古賀市長

申請者 住 所
（法人にあっては所在地）
氏 名
〔 法人にあっては団体名、
代表者氏名及び押印 〕

古賀市物価高騰対策事業者支援補助金（デジタル化推進タイプ）の交付を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

補助年度				
交付申請額	円			
補助事業の 目的及び内容				
補助事業の効果				
補助事業の効果 を示す指標	指 標			
	現在値		目標値	
	把握方法			
担当者	氏 名		電 話	
	F A X		e - m a i l	
関係書類	(1) チェックリスト兼誓約書 (2) 事業実施計画書 (3) 補助対象事業収支計画書 (4) 補助対象経費の算定根拠となる見積書 (5) 市内中小企業者であることを確認できる書類 (6) 本人確認書類（個人事業主の場合） (7) 市税に滞納のない証明書 (8) その他市長が必要と認める書類			

事前相談受付番号

様式第2号（第7条関係）
（公印省略）

古賀市物価高騰対策事業者支援補助金（デジタル化推進タイプ）交付（不交付）決定通知書

古商発第 号
令和7年 月 日

様

古賀市長 田辺 一城

年 月 日付けで交付申請のあった古賀市物価高騰対策事業者支援補助金（デジタル化推進タイプ）について、次のとおり決定したので通知します。

補助年度		
交付の可否		交 付 ・ 不交付
交付 の場合	補助内示額	円
	補助金交付 予定時期	年 月
不交付 の場合	不交付 の理由	
補助条件		
備 考		(1) 補助対象事業の内容、事業計画又は収支計画等交付決定に係る内容に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は、市長の承認を受けること。 (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、市長に届け出ること。 (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 (4) その他古賀市補助金交付規則の定めを遵守すること。

様式第3号（第8条関係）

古賀市物価高騰対策事業者支援補助金（デジタル化推進タイプ）実績報告書

年 月 日

（宛先）古賀市長

届出者 住 所
（法人にあっては所在地）
氏 名
〔 法人にあっては団体名、
代表者氏名及び押印 〕

年 月 日付け 古商発第 号により補助金の交付決定を受けた補助対象事業の実績について、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

補助年度					
補助対象事業の実施期間					
補助対象事業の実績 （デジタル製品の導入・活用状況、業務効率化や生産性向上等の実績）					
補助対象事業の効果		指 標			
		目標値		実績値	
補助金	交付決定額				
	実績額				
関係書類		(1) 補助対象事業資金収支報告書 (2) 補助対象事業の実施状況を証する書類 (3) 領収書の写しその他支払を証する書類 (4) その他市長が必要と認める書類			

様式第 4 号（第 9 条関係）
（公印省略）

古賀市物価高騰対策事業者支援補助金（デジタル化推進タイプ）額確定通知書

古商発第 号
令和 年 月 日

様

古賀市長 田辺 一城

令和 年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった古賀市物価高騰対策事業者支援補助金（デジタル化推進タイプ）について、次のとおり決定し、額を確定したので通知します。

交付の可否		交 付 ・ 不交付
交付の 場合	交付確定額	円
不交付 の場合	不交付 の理由	
備 考		(1)古賀市補助金交付規則の規定を遵守すること。